

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第六十九号

##### 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「減免」の下に「及び手数料条別表の構造計算適合性判定対象建築物の用途」を加える。

第五条を次のように改める。

#### 第五条 削除

第七条の次に次の一条を加える。

（構造計算適合性判定対象建築物の用途）

第七条の二 建築物の確認申請手数料に係る手数料条別表第四欄二一に規定する規則で定めるものは、市場、畜舎、堆肥舎及び自転車駐車場とする。

2 建築物の確認申請手数料に係る手数料条別表第四欄二八に規定する規則で定めるものは、銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、旅館、放送局、診療所、演芸場、展示場、神社、寺院、教会、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

3 建築物の確認申請手数料に係る手数料条別表第四欄二15に規定する規則で定めるものは、同欄二一に規定する工場等及び同欄二八に規定するホテル等のいずれにも該当しないものとする。

第八条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築主である建築物等の手数料について準用する。この場合において、第一項中「確認申請」とあるのは「計画通知」と、「完了検査申請」とあるのは「工事完了通知」と、「中間検査申請」とあるのは「特定工程工事終了通知」と、「確認を」とあるのは「確認済証の交付を」と、「確認」とあるのは「確認済証の交付」と、「確認」とあるのは「確認済証の交付」と、「前項中「申請書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。